

平成24年第1回尾鷲市議会定例会会議録

平成24年3月21日（水曜日）

○議事日程（第5号）

平成24年3月21日（水）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 1号 尾鷲市事務分掌条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 2号 尾鷲市役所出張所設置条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 3号 尾鷲市立公民館条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 4号 尾鷲市地区コミュニティー・センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第 6 議案第 5号 尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 6号 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 8号 尾鷲市市税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 9号 尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 尾鷲市立図書館条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 尾鷲市営住宅条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 平成24年度尾鷲市一般会計予算の議決について
- 日程第15 議案第14号 平成24年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 日程第16 議案第15号 平成24年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について
- 日程第17 議案第16号 平成24年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第18 議案第17号 平成24年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について

- 日程第 19 議案第 18 号 平成 24 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について
- 日程第 20 議案第 19 号 平成 23 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について
- 日程第 21 議案第 20 号 平成 23 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 22 議案第 21 号 平成 23 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 23 議案第 22 号 平成 23 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 4 号）の議決について
- 日程第 24 議案第 23 号 平成 23 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2 号）の議決について
- 日程第 25 議案第 24 号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について
- 日程第 26 議案第 25 号 尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について
- 日程第 27 議案第 26 号 尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者の指定について
- 日程第 28 議案第 27 号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 29 議案第 28 号 尾鷲市道路線の認定について
- 日程第 30 議案第 29 号 尾鷲市道路線の廃止について
- 日程第 31 議案第 30 号 三重紀北消防組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 32 議案第 31 号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 33 議案第 32 号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 34 請願第 5 号 公的年金制度の改悪に反対する意見書を求める請願の継続審査申し出について

○出席議員（15名）

1 番 北 村 道 生 議員	2 番 内 山 鉄 芳 議員
3 番 端 無 徹 也 議員	4 番 田 中 勲 議員
5 番 三 林 輝 匡 議員	6 番 神 保 美 也 議員
7 番 南 靖 久 議員	8 番 三 鬼 和 昭 議員
9 番 與 谷 公 孝 議員	10 番 大 川 真 清 議員
11 番 濱 中 佳 芳 子 議員	12 番 三 鬼 孝 之 議員
13 番 高 村 泰 徳 議員	15 番 中 垣 克 朗 議員
16 番 真 井 紀 夫 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	副 市 長
会計管理者兼出納室長	市長公室長
総務課長	財政課長
防災危機管理室長	税務課長
市民サービス課長	福祉保健課長
環境課長	商工観光推進課長
魚まち推進課長	木のまち推進課長
建設課長	
水道部長	
尾鷲総合病院事務長	尾鷲総合病院総務課長
尾鷲総合病院医事課長	
教育委員長	教 育 長
教育委員会教育総務課長	教育委員会生涯学習課長
教育委員会学校教育担当調整監	
監 査 委 員	監 査 委 員 事 務 局 長

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	議 事 ・ 調 査 係 長
議 事 ・ 調 査 係 副 主 幹	

[開議 午前 9時58分]

議長（中垣克朗議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において12番、三鬼孝之議員、13番、高村泰徳議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第1号「尾鷲市事務分掌条例の一部改正について」から、日程第33、議案第32号「第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について」までの計32議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました32議案につきましては、所管の常任委員会に付託してご審査願っておりますので、その経過並びに結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、生活文教常任委員会、濱中佳芳子委員長。

[11番（濱中佳芳子議員）登壇]

- 11番（濱中佳芳子議員） 私ども生活文教常任委員会に付託になりました議案第2号「尾鷲市役所出張所設置条例の一部改正について」、議案第3号「尾鷲市立公民館条例の一部改正について」、議案第4号「尾鷲市地区コミュニティー・センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について」、議案第5号「尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」、議案第6号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第9号「尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について」、議案第10号「尾鷲市立図書館条例の一部改正について」、議案第11号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」、議案第25号「尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について」、議案第26号「尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者の指定について」、議案第27号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」、以上、11議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご

報告申し上げます。

去る3月8日午前10時より、市長、副市長、教育長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第4号の1議案につきましては、賛成多数をもって可決すべきものと決し、その他の10議案につきましては、全会一致をもって可決すべきものと決しましたのでご報告申し上げます。

なお、議案第4号「尾鷲市地区コミュニティー・センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について」に係る条例（案）中、第15条、指定管理者による管理の条項について、委員から、今後、コミュニティー・センターを指定管理としていく予定があるのかとの問いに対し、市長は、条項として入れる必要があるのですが、自分の任期中は指定管理は適用しないとの答弁でありました。それについて一部の委員から、条項に入っているものを口約束のような形でよいものなのかなど、疑問が残るといった意見があったことを申し添えさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（中垣克朗議員） 次に、総務産業常任委員会、三林輝匡委員長。

〔5番（三林輝匡議員）登壇〕

5番（三林輝匡議員） おはようございます。

それでは、私たち総務産業常任委員会に付託になりました議案第1号「尾鷲市事務分掌条例の一部改正について」、議案第7号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」、議案第8号「尾鷲市市税条例の一部改正について」、議案第12号「尾鷲市営住宅条例の一部改正について」、議案第24号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」、議案第28号「尾鷲市道路線の認定について」、議案第29号「尾鷲市道路線の廃止について」、議案第30号「三重紀北消防組合の規約変更に関する協議について」、議案第31号「三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について」、議案第32号「第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について」の10議案について、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

去る3月9日午前10時より、市長、副市長、関係課長等の出席を求め、詳細なる説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託された10議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（中垣克朗議員） 次に、予算決算常任委員会、三鬼孝之委員長。

〔12番（三鬼孝之議員）登壇〕

12番（三鬼孝之議員） 私ども予算決算常任委員会に付託になりました議案第13号「平成24年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、議案第14号「平成24年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」、議案第15号「平成24年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」、議案第16号「平成24年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」、議案第17号「平成24年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」、議案第18号「平成24年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」、議案第19号「平成23年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」、議案第20号「平成23年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第21号「平成23年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第22号「平成23年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第4号）の議決について」、議案第23号「平成23年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」、以上、11議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

去る3月12日から16日までの計5日間にわたり、市長、副市長、教育長、病院事務長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第13号、議案第14号、議案第15号の計3議案につきましては、賛成多数で可決すべきものと決し、議案第16号から議案第23号の計8議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告申し上げます。

ただ1点、水道部の予算審査におきまして、委員からの質疑に対する答弁に時間を要し、また、予算の説明資料等の準備も万全でなかったため、副市長に注意を促し、今後はあらかじめ準備に万全を期して望むべきであることを意見としてつけ加えさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（中垣克朗議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

なお、ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑は後ほど一括して行っていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、お手元に配付のとおり、議案第13号「平成24年度尾鷲市一般会計予算の議決について」に対し、内山鉄芳議員ほか1名の議員から修正の動議が提出されました。

この際、提出者の説明を求めます。

2番、内山鉄芳議員。

〔2番（内山鉄芳議員）登壇〕

2番（内山鉄芳議員） それでは、予算修正案の提案説明をさせていただきたいと思
います。

ただいま審議中の議案第13号「平成24年度尾鷲市一般会計予算の議決につ
いて」に対して、真井紀夫議員とともに修正案を提出いたしますので、代表とし
て修正案の提案理由を説明申し上げ、議員皆様のご理解とご賛同をお願いするも
のであります。

先日の予算決算常任委員会で道の駅基本計画策定委託について質疑されました
が、この道の駅は市民の間では大いに話題となり、種々意見がありました。遠方
過ぎて不便だ、立地条件が悪過ぎる、海が全く見えないところだ、天地異変のと
き怖いところだ、人が集まりにくいということは赤字経営が心配だ、水源の上流
に移動してといった否定的な展開が圧倒的に多いということです。

そのほかには、小原野を開発して光ヶ丘、倉ノ谷を連携させて新しいまちづく
りとか、総合病院と市役所、おととや尾鷲高校付近を一体として、港から中心街、
国道沿いをオアシス化にすべきとか、そのためにも市民の声を先に集約せよとい
う意見、この際、市民投票で決めたらどうかという、さまざまな議論が展開され
ています。市民の声を理解できない、したくないと言うなら、道の駅を取りやめ
て、防災用別受信機や若者のための効率的な予算を考えてはどうかという指摘
もあります。

これらのことについて私たちは、市長や副市長に届けたり伝えたりしてしまし
たが、今もってご理解を得ることはできない状態であります。

要するに、市長部局は市民の意見に耳をかさず、一方的に施策を進めています。
民間の意見を市長への答申として受けとめるとしながら、副市長をトップに市長
部局に答申をつくらせたり、それらをもって議会に説明ができたとする、市長、
副市長の政治姿勢は住民との共創と言えるのでしょうか。

我々市議会は、市民の負託を背負いながら、ここ数年、不幸な出来事に振り回
されて厳しい批判を何度も受けました。その都度、反省もし、議会として努力し
てきたと私は自負したいと思っておりますが、市民の理解と信頼回復が、これら
の議会活動に大いにあると感じております。

市長部局は市民の声を後回りにして、万事、自分の考えを最優先にして進めて

います。その一つが道の駅で、最初から尾鷲南インター以外は拒否の姿勢を貫いて、今回の基本計画策定委託予算であり、異常としか考えられません。そのことに議会はこれ以上、同調してはならないと思います。

なれ合い政治はもうたくさんです。尾鷲市政に市民の声を反映させることが議員一人一人の責務であり、選挙のときのそれぞれの公約であつただろうと思うのですが、いかがでしょうか。市民の負託にしっかり答えるために、もう少し時間をとって市民の声を聞こうではありませんか。

道の駅については、研究も調査ももう一度原点に返って検討すべきと考えます。その上で、必要なことは認め、6月議会で十分に審議すればと考えております。

以上なような理由で、平成24年度尾鷲市一般会計予算の一部を修正するものであります。お手元に配付の別紙をごらんのほどお願いいたします。

第1条中95億9,200万円を、493万5,000円減額して95億8,706万5,000円に改めるものです。

第1表歳入歳出の一部を次のように改めます。

歳入においては、第17款繰入金、第1項基金繰入金4億9,370万3,000円から4億9,003万5,000円を減額し、4億8,876万8,000円にするものであります。内訳といたしましては、当初予算書の77ページ、この資料の77ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費、5目企画費、細目人づくり支援事業650万1,000円のうち委託料、尾鷲市「道の駅」基本計画策定委託料493万5,000円を減額するものであります。

以上、修正案の提案説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご賛同くださいますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしくご願ひいたします。

(「4億から4億を引いて、4億と答えていた」と呼ぶ者あり)

2番(内山鉄芳議員) 済みません。第1表歳入歳出の一部を次のように改めます。歳入においては、第17款繰入金、第1項基金繰入金4億9,370万3,000円から493万5,000円を減額し、4億8,876万8,000円にするものであります。

どうも失礼いたしました。よろしくご願ひいたします。

議長(中垣克朗議員) これより各常任委員長の報告に対する質疑及びただいま提案説明されました議案第13号の修正動議に対する質疑に入ります。質疑はござい

ませんか。

8 番、三鬼和昭議員。

8 番（三鬼和昭議員） 議案第 3 2 号「第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について」についてご質疑させていただきます。

この内容の中には、利率 5 % 以内、そして、4 番の償還方法のところはただし書きとして、市財政の都合により繰り上げ償還することができるとなっておりますが、この金利 5 % に関しましても、現在の金融事情を考えると非常に高い数値が設定されております。現在の市の財政事情を考えましても、この 10 年間で果たしてこの部分が繰り上げ償還できるのかということがいささか疑問に感じるわけですが、この 2 点について執行部からどのような説明があったのか、そして、委員の方からこの辺についてご指摘がなかったのか、その点をご説明ください。

議長（中垣克朗議員） 三林輝匡委員長。

5 番（三林輝匡議員） 総務産業常任委員会の方で財政課より説明を受けた際ですが、金利に関するご意見は三鬼議員の方からそのようなご質問がありましたが、市中銀行との比較を検討するというふうなご意見をいただいております。

議長（中垣克朗議員） 三鬼和昭議員。

8 番（三鬼和昭議員） ちょっとご説明がわかりにくかったのですが、もう一度、5 % についてもどういったやりとりがあったのかということ、できましたら、あわせまして、この起債に関しましては、縁故債なんか国の起債ができるのかどうかということも、そういった説明とか、それもなかったのかということをもう一度改めてご答弁願いたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 三林委員長。

5 番（三林輝匡議員） 国の方の起債というか、説明の中では市中銀行との兼ね合いでというふうに聞いております。

議長（中垣克朗議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告がございますので、これを許可いたします。

最初に、1 番、北村道生議員。

〔1 番（北村道生議員）登壇〕

1 番（北村道生議員） 私は、今回提案されている議案の中で、後期高齢者医療制度

とかかわる第13号議案「平成24年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、歳出、3款民生費、1項社会福祉費、10目後期高齢者医療費の3億7,718万6,000円、第14号議案「平成24年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」のうち、歳出、3款後期高齢者納付金、1項後期高齢者納付金、1目後期高齢者支援金の2億6,894万5,000円、第15号議案「平成24年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」に対して反対の立場から討論をいたします。

後期高齢者医療制度を廃止して老人保健医療制度に戻せば、保険料の際限ない値上げや別建ての医療報酬による差別医療はストップされます。保険料の年金天引きや保険証取り上げの制度もなくなります。高齢者が75歳になった途端に家族の医療保険から切り離される事態も起こらなくなり、65歳から74歳の障がい者も国保や健保に入ったまま低負担で医療が受けられます。

なぜ後期高齢者医療制度の保険料が値上げされるのでしょうか。この制度は75歳以上の高齢者を集めたものです。年をとれば病気にかかり、重症化した患者がふえるのは当然のことです。ところが、こうした医療費がふえると保険料に跳ね返る仕組みのために値上げになるわけです。

さらに、医療費の財源割合は、後期高齢者の保険料が10%、ほかの医療保険からの支援金が40%、国と地方自治体が50%です。後期高齢者の保険料の負担割合は人口の高齢化に連動してふえます。際限のない負担の仕組みなのであります。

厚生労働省は、保険料改定で13.8%ふえると試算を示しました。保険給付が予定より少なかったため生じた剰余金の活用や、国と都道府県と広域連合が拠出する財政安定化基金からの繰り入れで保険料値上げを抑えるとしていますが、国が特別な手だてをとらないため、値上げが相次いでおります。

私は、世界に類のない差別を速やかに撤廃して、老人保健制度に戻し、それを第一歩に、一つ、高齢者と子供の医療費を無料化、二つ、国保料の引き下げなどの抜本的な改革を要求するものであります。

以上の理由で、前日の3議案に反対することを表明いたしまして、私の反対討論といたします。

議長（中垣克朗議員） 次に、4番、田中勲議員。

〔4番（田中勲議員）登壇〕

4番（田中勲議員） 私は、今回の議案第13号「平成24年度尾鷲市一般会計予算

の議決について」に対して、賛成の立場から意見を述べたいと思います。

議案第13号「平成24年度尾鷲市一般会計予算の議決について」は、平成24年度からスタートする第6次尾鷲市総合計画を実施することにより、尾鷲市を一層発展させていこうとするものです。これらの施策や事業が実施されることによって尾鷲市全体が活気ある暮らしを営むことができることを大いに期待したいと思います。平成24年度一般会計予算の中で特に目を引くものは道の駅であり、尾鷲市「道の駅」基本計画策定委託が組み込まれています。

道の駅については、市民の皆さん、それぞれさまざまなお考えがおりのことと思います。そのような中で、これからの尾鷲を考えますと、旧町内に限らず、輪内方面を含めて尾鷲市全体が活気ある営みを続けていくために大変重要な施設になるのではないかと思います。そして、大いに期待したいと思います。

今回、道の駅の基本計画が策定されることで、観光客だけでなく、尾鷲に住む皆さんがどのように道の駅を利用し、尾鷲にどんなメリットがあるかなど、計画としてはっきりと目にすることができるよう期待すると同時に、その上、それこそ市民目線に立って議論をしなければなりません。また、新たなアイデアや期待もわき起こってまいりましょう。私はその目を今摘み取ってはいけないと思います。今こそ、この機会を好機ととらえ、小異を捨て去ろうではありませんか。もし仮に道の駅がなかったとしたら、尾鷲の将来は暗たんたることは明白であります。

どうかいま一度振り返り、道の駅とはどういったものかを想像してみてください。例えてみれば、満開の桜の下で若者たちが語り、親子の歓声が聞こえる、また、元気なお年寄りが海や山や畑でとれたものを売る声がある、そんな活気に満ちあふれた道の駅を思い描いてみてはいかがでしょうか。今、この機会を逃すことなく、何はともあれ、まずは隗より始めようではありませんか。

以上のことから、私は、道の駅基本計画を含め、議案第13号「平成24年度尾鷲市一般会計予算の議決について」に対し、改めて賛成をいたしたいと思いません。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（中垣克朗議員） 以上で通告による討論は終わりました。

他に討論はございませんか。

端無議員。

〔3番（端無徹也議員）登壇〕

3番（端無徹也議員） 通告はしておりませんが、議案に対する反対討論をさせてい

たきます。

今回提出された議案のうち、議案第4号「尾鷲市地区コミュニティー・センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について」及び議案第13号「平成24年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、以上の2議案について反対の意思を表明いたします。

尾鷲市にとって第6次総合計画がスタートする年度の大切な条例と予算であることは認識しておりますが、岩田市長が提唱する共創の理念と、現実には市民不在と感じる内容があるとの疑念が払拭されないままの審議であったことが私の大きな反対理由です。

特に、議案第4号の公民館をコミュニティーセンターへ変更するという条例と第13号「平成24年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、新年度予算の道の駅基本計画及び策定委託料については、議論が煮詰められたとは言い切れず、道の駅が含まれておる人づくり支援事業の早急さを感じずにはられませんでした。よって、重要な新年度予算であることに心を痛めながらも、もろ手を挙げてこの議案に賛成することはできかねます。

以上、皆様におかれましては、尾鷲市が今後歩もうとする共創の理念に市民が納得あるいは賛同しているかをいま一度見きわめていただき、議案に反対していただきたいと感じております。よろしくお願いいたします。

議長（中垣克朗議員） 他にございませんか。

11番、濱中佳芳子議員。

〔11番（濱中佳芳子議員）登壇〕

11番（濱中佳芳子議員） 私は、議案第13号「平成24年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

24年度は第6次総合計画の初年度に当たり、提案説明で、みんながともに支え合い、暮らせる町を目指し、市民参加によるまちづくりをするための施策を盛り込んだものであると説明されました。昨日の尾鷲北インターの開通にも見られるように、新しい道路の延伸により人の流れが大きく変わろうとしています。今、市が一丸となって新しいまちづくりに取り組み、よりよい成果を見出さなければならぬときであると思います。

予算審査を重ねる中でたくさんの課題が指摘されましたが、新しく設けられる各地域のコミュニティーセンターには、今後一層の過疎・高齢化が心配される周辺地域などへの新たな試みとして、住民主体の取り組みに向かうよう期待をした

いと思います。

先ほど修正が提案されました道の駅基本計画策定委託業務につきましては、道の駅設置検討会議において示された南インター付近について、今後の議論に向かうため、検証するための材料をお示しいただく予算であると理解いたしております。現時点では場所を示していただいているだけで、内容に関し、入り込み客数の予測やその収支予測、建物のレイアウトなどの提案がされておらず、市民の皆様はその必要性を判断していただく材料をお示しする必要があると考えられます。

今後予想される大規模災害に対し、中越地震や東北の大震災で実証されたように、大量の人的・物的支援を搬送するための大型な災害復旧拠点が必要であり、道の駅にはその機能が期待されています。災害に強い自動車道路の整備に伴い、災害拠点をしっかりと位置づけることで、この地域における安心をより具体的にお示しいただくことができると思います。

道の駅の設置については、この調査業務によって示される具体的な策定資料をもとに、なお一層の議論をさせていただいた上で判断されるべきと考えます。

なお、当初予算全体につきましては、決して白紙委任というわけではなく、市民生活をとめてはならないとの思いと、委員会で出された意見や指摘をもとにし、しっかりとした検証の上で、市長を中心とした組織がより一層の行財政改革への取り組みを強化していただくことを期待して、私の賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

議長（中垣克朗議員） 他にございませんか。

16番、真井議員。

〔16番（真井紀夫議員）登壇〕

16番（真井紀夫議員） 私は、議案第13号「平成24年度尾鷲市一般会計予算の議決について」の反対討論をさせていただきます。

何の用意もしていないんですけども、皆様のご意見を聞き、一言だけ申し上げをさせていただきたいと、このように思います。

市長はどう考えて副市長の緊急特別寄稿を理解しているのかよくわかりませんが、この議会審議の最中に、先日、1枚のビラが新聞折り込みで配られました。「コスモス」という題字に、発行者は紀伊長島区になっています。緊急特別寄稿として副市長の横田浩一氏が道の駅についてのメリットなどを書いて市民の理解を求めるのが目的のようでありました。

その下段には、岩田市長に対して、道の駅は必要として進めよと市長援護の一

方で、小さなことで足を引っ張る議会には正論などないと議会对して批判しています。こういうちょうちん持ちのビラを発行してもらうのにどれだけ金を払っているのでしょうか。

尾鷲市という公の自治体で、こういうせこい手段でしか市民に説明できないとは、まるで北朝鮮並みの独裁主義のやり口ではないでしょうか。私は、市民も議会に対しても、けしからんやり方だと思います。

率直に申し上げます。もっと真摯な政治姿勢を市長と副市長に私は求めて、この13号議案に対して反対をいたします。

この道の駅の予算については、調査費と言いながら尾鷲「道の駅」基本計画策定委託料ということになっております。そういうことで、私は、この道の駅を進めるならもう一遍原点に立って、そして、一つは、大きく出てまいりました小原野というこの拠点に対しても、我々、真剣に一遍議論する必要があると思います。

そういう意味では、あと二、三カ月の時間は何もあきらめる必要はないと。私は大事にこの二、三カ月を考えて、我々議会としても、研究したり議論したり調査したり、取り組んでよいと。それで、次なる6月議会に、またそれなりの結論を求めてもいいのではないかと、このように思います。

そういう意味で修正案を出させていただいたんですけども、13号については一部予算をカットするという事で反対をいたします。

以上です。

議長（中垣克朗議員） ただいまの発言に対して一部、お諮りせずに申しわけありません、非難がありましたけれども、この説明は副議長が司会して、副市長の答弁があったように思いましたが、私はそれ以上申し上げません。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第2、議案第1号「尾鷲市事務分掌条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する各委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第3、議案第2号「尾鷲市役所出張所設置条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第3号「尾鷲市立公民館条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第4号「尾鷲市地区コミュニティー・センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議長（中垣克朗議員） 起立多数であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第5号「尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第6号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第7号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第8号「尾鷲市市税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

議長（中垣克朗議員） 挙手多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第9号「尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第10号「尾鷲市立図書館条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第11号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(中垣克朗議員) 挙手全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第12号「尾鷲市営住宅条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(中垣克朗議員) 挙手全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第13号「平成24年度尾鷲市一般会計予算の議決について」を採決いたします。

まず、本議案に対する内山鉄芳議員ほか1名の議員から提出された修正案について、起立によって採決いたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

議長(中垣克朗議員) 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

したがって、原案について採決いたします。

日程第14、議案第13号「平成24年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(中垣克朗議員) 起立多数であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第14号「平成24年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

議長（中垣克朗議員） 挙手多数であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第15号「平成24年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

議長（中垣克朗議員） 挙手多数であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第16号「平成24年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第17号「平成24年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第18号「平成24年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第19号「平成23年度尾鷲市一般会計補正予算

(第5号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(中垣克朗議員) 起立全員であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第20号「平成23年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(中垣克朗議員) 挙手全員であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第21号「平成23年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(中垣克朗議員) 挙手全員であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第22号「平成23年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第4号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(中垣克朗議員) 挙手全員であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第23号「平成23年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第2号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第24号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第25号「尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第26号「尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第27号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第28号「尾鷲市道路線の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第29号「尾鷲市道路線の廃止について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第30号「三重紀北消防組合の規約変更に関する協議について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第31号「三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第32号「第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第34、請願第5号「公的年金制度の改悪に反対する意見書を求める請願の継続審査申し出について」を議題といたします。

ただいま議題となりました請願につきましては、生活文教常任委員長から、会議規則第103条の規定によって、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

生活文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に対することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第5号につきましては、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様、大変ご苦労さまでございました。

去る2月28日の開会以来、ご提案を申しあげました「尾鷲市事務分掌条例の一部改正について」を初めとする各種重要案件につきましては、終始慎重にご審議をいただき、いずれもご承認賜りまして、まことにありがとうございました。

審議の中におきまして、さまざまご指摘、ご意見等いただきました点につきましては、今後、執行に当たり十分心してまいりたいと存じますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（中垣克朗議員） 去る2月28日開会以来、長い間まことにご苦労さまでございました。

これをもって平成24年第1回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前11時10分〕